

# 南会津町国土強靱化地域計画 【概要版】

## 1 計画の趣旨

様々な自然災害の発生に対し、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を平時から総合的かつ計画的に実施することで、最悪な事態に陥ることが避けられるよう、致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに復旧・復興できる「しなやかさ」を持った安全・安心な社会をつくり上げていくことが求められています。

このことから、町民の命・生活を守り、災害に強いまちづくりを推進するため、町域の国土強靱化に関する取組の指針として計画を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、「南会津町第2次総合振興計画」や「第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「南会津町地域防災計画」とはじめとする様々な町計画等との整合性を図りながら、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものです。

## 3 計画期間

「南会津町第2次総合振興計画」との調和を図るため、振興計画の目標年度に合わせ、**令和3年度（2021年）から令和4年度（2022年）までの2年間**とします。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

## 4 基本目標

南会津町の国土強靱化を推進する上で、以下の4つを基本目標とします。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- IV 本町の迅速な復旧復興が図られること

## 5 想定するリスク

甚大な被害をもたらす可能性のある大規模自然災害として、以下を想定するリスクの対象とします。

- 地震災害
- 風水害・土砂災害
- 雪害

## 6 事前に備えるべき目標

基本目標を踏まえ、より具体的に、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動の迅速化、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

# 「起きてはならない最悪の事態」（27項目）に対して推進する主な強靱化施策の取組

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		主な国土強靱化の推進施策
直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅・建築物の耐震化等</li> <li>●町有施設の耐震化等</li> <li>●町営住宅の老朽化対策等</li> <li>●教育施設の適正改修及び維持保全等</li> <li>●社会福祉施設の耐震化等</li> <li>●橋梁施設の長寿命化</li> <li>●空き家対策の推進</li> <li>●消防団の充実・強化</li> <li>など</li> </ul>
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川管理施設の整備等</li> <li>●洪水対策体制の整備・防災ハザードマップの活用</li> <li>●水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築</li> </ul>
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合的な土砂災害防止対策の整備</li> <li>●治山・砂防・地すべり防止施設等の整備等</li> <li>●水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築</li> </ul>
	1-4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雪崩対策の推進</li> <li>●道路の防風雪施設の整備</li> <li>●道路の除雪体制等の確保</li> </ul>
救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●応急給水体制の整備</li> <li>●上水道施設の防災・減災対策</li> <li>●非常用物資の備蓄</li> <li>●物資供給体制の充実・強化</li> <li>●緊急輸送路の防災・減災対策</li> <li>●「道の駅」防災拠点化の推進</li> <li>●自助・共助の取組推進</li> <li>など</li> </ul>
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合的な土砂災害防止対策の整備</li> <li>●治山・砂防・地すべり防止施設等の整備等</li> <li>●緊急輸送路の防災・減災対策</li> <li>●迂回路となり得る町道・農道・林道の整備</li> </ul>
	2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化</li> <li>●消防広域応援体制の強化</li> <li>●消防防災ヘリの円滑な運航確保</li> <li>など</li> </ul>
	2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急車両等に供給する燃料の確保</li> <li>●災害時医療薬品等の備蓄・供給体制の維持</li> <li>●災害時医療・福祉人材の確保</li> <li>●福祉避難所の充実・確保</li> <li>など</li> </ul>
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症予防措置の推進</li> <li>●下水道業務継続計画の策定・推進</li> <li>●下水道施設の維持管理</li> <li>●合併処理浄化槽への転換促進</li> <li>など</li> </ul>
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所環境の充実</li> <li>●指定緊急避難場所・指定避難所の充実・確保</li> <li>●福祉避難所の充実・確保</li> <li>●非常用物資の備蓄</li> </ul>
必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務継続に必要な体制の整備</li> <li>●受援体制の整備</li> <li>●防災拠点施設の機能確保</li> <li>●町有施設の耐震化等</li> <li>●大規模災害時における広域応援体制の充実・強化</li> <li>など</li> </ul>
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災拠点施設の機能確保</li> <li>●情報通信設備の耐災害性の強化</li> <li>●町民等への情報伝達体制の強化</li> </ul>
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報通信設備の耐災害性の強化</li> <li>●町民等への情報伝達体制の強化</li> </ul>
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民等への情報伝達体制の強化</li> <li>●避難行動要支援者対策の推進</li> <li>●自助・共助の取組促進</li> <li>●自主防災組織の強化</li> <li>●防災教育の推進</li> <li>など</li> </ul>

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		主な国土強靱化の推進施策
経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域高規格道路等の整備</li> <li>● 緊急輸送路の防災・減災対策</li> <li>● 迂回路となり得る町道・農道・林道の整備</li> <li>● 橋梁施設の長寿命化 など</li> </ul>
	5-2	食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域高規格道路等の整備</li> <li>● 緊急輸送路の防災・減災対策</li> <li>● 食料生産基盤の整備</li> <li>● 農業水利施設の適正な保全管理 など</li> </ul>
	5-3	異常渇水等による用水の供給途絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 渇水時における情報共有体制の確保</li> <li>● 農業用水の渇水対策</li> </ul>
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電力事業者等との連携強化</li> <li>● 緊急車両等に供給する燃料の確保</li> <li>● 再生可能エネルギーの導入拡大</li> </ul>
	6-2	上下水道等の長時間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上水道施設の防災・減災対策</li> <li>● 下水道業務継続計画の策定・推進</li> <li>● 下水道施設の維持管理</li> <li>● 農業集落排水施設の整備等 など</li> </ul>
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域高規格道路等の整備</li> <li>● 緊急輸送路の防災・減災対策</li> <li>● 橋梁施設の長寿命化</li> <li>● 地域公共交通の確保 など</li> </ul>
制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業水利施設の適正な保全管理</li> <li>● 農業用ため池ハザードマップの作成・活用</li> <li>● 河川管理施設の整備等</li> <li>● 総合的な土砂災害防止対策の整備 など</li> </ul>
	7-2	有害物質の大規模流出・拡散	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有害物資の拡散・流出防止対策の推進</li> <li>● アスベスト使用被災建築物の適切な管理</li> </ul>
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料生産基盤の整備</li> <li>● 災害に強い森林の整備</li> <li>● 鳥獣被害防止対策の充実・強化</li> <li>● 農業・林業の担い手確保・育成 など</li> </ul>
地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害廃棄物処理実行計画の策定・推進</li> <li>● 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化</li> </ul>
	8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 罹災証明等に係る円滑な被災者支援</li> <li>● 災害時応援協定締結先との連携強化</li> <li>● 受援体制の整備</li> <li>● 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化 など</li> </ul>
	8-3	貴重な文化財や環境資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域コミュニティの再生・活性化</li> <li>● 地域公共交通の確保</li> <li>● 自助・共助の取組促進</li> <li>● 自主防災組織の強化</li> <li>● 文化財の防災対策 など</li> </ul>
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地籍調査の推進</li> </ul>